Ⅳ　資金に係る換算差額		△　223,401,396
Ⅴ　資金増加額（又は△減少額）		22,060,474,598
Ⅵ　資金期首残高		69,554,177,039
Ⅶ　資金期末残高		91,614,651,637

利益の処分に関する書類

【一般勘定】

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,896,393,072
当期総利益	1,896,393,072	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1,896,393,072	1,896,393,072

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

【一般勘定】

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	236,630,312,169		
一般管理費	9,631,123,059		
貸倒損失	32,185,656		
財務費用	324,482,111		
雑損	556,813		
固定資産除却損	28,464,676		
固定資産売却損	9,876,233	246,657,000,717	
(2)　（控除）自己収入等			
受託収入	△　1,231,475,994		
開発投融資収入	△　15,958,529		
入植地事業収入	△　174,057		
移住投融資収入	△　3,552,080		
寄附金収益	△　11,744,374		
貸倒引当金戻入	△　61,604,856		
財務収益	△　43,283,139		
雑益	△　2,490,631,392		
固定資産売却益	△　9,256,353	△　3,867,680,774	
業務費用合計			242,789,319,943
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,316,411,162
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			76,476,608
Ⅳ　引当外賞与見積額			90,095,805
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△　12,604,721,620
Ⅵ　機会費用			
政府出資等の機会費用			0
Ⅶ　行政サービス実施コスト			231,667,581,898

重要な会計方針

【一般勘定】

当年度より、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年２月16日（平成27年１月27日改訂））並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ（平成12年８月（平成28年２月最終改訂））を適用しております。

ただし、セグメント情報の開示は「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用し、改正前の独立行政法人会計基準第43（独立行政法人会計基準注解39）、運営費交付金の会計処理については、改正前の独立行政法人会計基準第81（独立行政法人会計基準注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは、現時点では業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	１～50年
構築物	１～42年
機械装置	１～17年
車両運搬具	１～６年
工具器具備品	１～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3)　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法によっております。

３．賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。